

文禄四年禅定寺領打渡坪付について

—雲南市新指定文化財の紹介—

長谷川 博史

はじめに

令和六年（二〇二四）十月に、天台宗慶向山禅定寺（三万屋町乙加宮）伝来の古文書二点が雲南市指定有形文化財に指定された。

文禄四年（一五九五）九月二十日 禅定寺領打渡坪付（図1）
延宝二年（一六七四）三月 加食田村禅定寺領検地帳（図2）

これら二点の古文書は、同年六月十七日に雲南市に寄贈され、現在は同市が所有している。

このうち、文禄四年の禅定寺領打渡坪付は、安芸国毛利氏による惣国検地に関わる特に貴重な古文書である。同打渡坪付は、『新修島根県史』にも収載されているが、その内容・特徴や価値についてあらためて検討を加えたい。

一 翻刻

令和六年度に雲南市指定有形文化財に指定された二点の古文書について、全文を翻刻する。

【史料一】禅定寺領打渡坪付

雲州飯石郡懸合郷禅定寺打渡坪口

合

はい谷 <small>二所合</small>	米四升	禅定内	新二郎	【第一紙 28.0 × 28.5 cm】
田六拾歩				
同所五所合	米貳斗六升	さ、原ノ	三郎左衛門	
田大				
同所	米九斗六升		同人	
田貳段三百歩				
おあい	米八斗 <small>（黒印）</small>	谷ノ	新三郎	【第二紙 44.5 × 28.5 cm】
田貳段			禅定寺	
てん上道	米五斗	風呂 <small>たき</small>	六郎左衛門	
同所道ノ上	米三斗貳升	禅定	寺作	
田老段	米八斗八升	谷ノ	与一左衛門	
そりた <small>二所合</small>	米五斗	寺ノ	新二郎	
田老段大			ふかたノ	
した坪 <small>二所合</small>	米三斗七升		神兵衛	
田老反小	米三斗六升		弥二郎	
同所三所合	米四升		さ、原ノ	
田六十分	米六斗四升		平左衛門	
同所 <small>二所合</small>	米八斗八升		寺ノ	
田老段六十分			新二郎	
ちやうノひけ			三郎左衛門	
同所ノ上			ふか田ノ	
田老段六十分			弥太郎	
領金坊迫			禅定	
田六十分				
同所 <small>二所合</small>				
田貳段				
ふか田				
田三段				
柿か坪 <small>三所合</small>				

田式段九拾歩	米八斗三升 (黒印)	寺作	【第三紙 44.5 × 28.5 cm】
さかね田 田六十十分	米七升	寺ノ 新次郎	
同所 田壹段	米三斗六升	さ、原ノ 三郎左衛門	
かねつき免 田半三拾歩	米貳斗	谷ノ 与一左衛門	
同所道挿三所合 田壹段半	米五斗四升	寺ノ 又次郎	
柳か谷 田半卅歩	米壹斗九升	さ、原ノ 三郎左衛門	
松か丸三所合 田貳段半	米壹石壹升	同所 平左衛門	
同所 田九十十分	米壹斗壹升	同所 三郎左衛門	
こもかせ 田壹段	米三斗六升	同所 三人	
同所 田壹段	米三斗	はうノおく 九郎左衛門	
同所 田壹反六十分	米四斗	さ、原ノ 平左衛門	
はうのおく 田三段六十分	米壹石八斗五升	はうノおく 九郎左衛門	
さ、原ノ 田小	米貳斗六升 (黒印)	さ、原ノ 平左衛門	【第四紙 44.5 × 28.5 cm】
同所 田大	米貳斗三升	同所ノ 三郎左衛門	
ひきあけ 田六十十分	米四升	寺ノ 新二郎	
平田川へり二所合 田壹段大卅歩	米九斗三升	同所ノ 七郎左衛門	
中ノ谷 田六拾歩	米七升	同所 新三郎	
同所 田拾歩	米貳升	同所 余三郎	
同所 田大	米四斗	禪定ノ内 弥二郎	
西ノ迫 田貳段	米壹石貳斗	同所 与一左衛門	
同所道挿三所合 田貳反	米壹石三斗	同所 同人	
かみや堀 田卅分	米三升	かみや 新三郎	
な、い田 田九十十分	米貳斗壹升	同所三所合 同人	
内堀 田大	米六斗壹升 (黒印)	同所 源六左衛門	【第五紙 43.5 × 28.5 cm】

錦淵谷 田半	米三斗貳升	禪定ノ 七郎左衛門	【第六紙 43.5 × 28.5 cm】
同所ノ谷 田壹段卅歩	米五斗六升	同人	
かちや堀内 田壹段三百分	米壹石五升	かみやノ 新三郎	
同所二所合川挿 田壹段卅分	米七斗貳升	同人	
井ノ本見谷ノ新二郎小田共二 田小	米三斗三升	奥かいちノ 七郎左衛門	
同所 田壹段小	米壹石九升	同人	
ときと石川挿 田壹段六拾歩	米九斗三升	とのかいち 助左衛門	
深山口 田壹段六十分	米壹石貳升	校量杉ノ 五郎左衛門	
飯神田道挿 田三反六十分	米貳石六斗	役人 太郎右衛門	
田ノ原 田貳段六拾歩	米壹石七斗六升	作石ノ 次郎兵衛	
同所 田貳段小	米貳石二升 (黒印)	役人 二郎左衛門	【第七紙 43.5 × 28.5 cm】
中ノ迫 田貳段半	米壹石五斗二升	観音堂ノ 惣六	
さ、原ノ但、里坊村ノ内 田壹段九十分	米五斗	禪定 寺作	
清水尻、同村 田三十十分	米四升	薬師堂ノ 土佐	
以上、 田数六町三段九拾歩 分米參拾貳石九斗五升定			
田平 畠三十歩	代五文	禪定 源六左衛門	
同所ノ下 畠四十十分	代六文	同 七郎左衛門	
同所田ノ上、三所合 畠小廿分	代拾三文	同人	
同所新開 畠六十分	代拾三文	同所 八郎左衛門	
同所三所合 畠九十分	代拾四文	同所 六郎左衛門	
中ノ谷新堀 畠半	代十三文 (黒印)	同所 源六左衛門	【第七紙 43.5 × 28.5 cm】

同所新開 島式段半	代式百廿文	かみや 新三郎	【第十二紙 44.0 × 28.5 cm】
同所ノ下 島六十分	代四十文	同人	
同所 楮	四把	同人	【第十三紙 44.0 × 28.5 cm】
柿島畑 島老反	代八十文	宮内ノ 与三郎	
上り立 島廿分	代拾文	上り立 源左衛門	
同所 屋敷小、下、		同人	
同所 島一反小	代式百拾文	同人	
同所 楮	式荷式把	同人	
中かいち 島三百歩	代百廿文	同所 七郎左衛門	
奥かいち 島老反小	代式百七十文	同人	
なへよりたに 島卅歩	代廿文	同人	
おくのかいち 楮	式荷七把	同人	
なへよりたに 島大	代五十四文	同人	
同所新開 島老反	代八十分	同人	
同所新畑 島半	代四十文	同人	
おくかいち 屋敷小、中、		同所 七郎左衛門	
同所 屋敷六十分		同所 八郎左衛門	
かちかいち 島大	代百卅五文	かみや 新三郎	
同所 島九十分	代四十文	同人	
同所 漆	杓中	同人	
はい谷 山島六十分	代五文	わうご坊 与四郎	
同所 山島半	代十三文	さ、原ノ 三郎左衛門	
同所四所合 山島一反	代三十四文	同所 人	
こかくほり		深田ノ	

同所 山島廿分	代三文	同所 弥二郎	【第十四紙 44.0 × 28.5 cm】
同所 山島六十分	代四文	同所 神兵衛	
同所 山島十分	代老文	谷ノ 新三郎	
領金坊追二所合 山島六十分	代四文	同所 又二郎	
深田道ノ下 島半	代八十文	深田ノ 弥二郎	
家ノ前道ノ上共二四所合 島老反六十分	代百七十五文	同所 神兵衛	
深田ノ口三所合 山島六十分	代五文	同所 弥二郎	
同所 屋敷大		同所 神兵衛	
さかぬ谷 山島六十分	代七文	さ、原ノ 平左衛門	
同所 山島卅分	代四文	同所 神兵衛	
同所ノ尻 山島四十分	代四文	同所 平左衛門	
同所二所合 山島卅分	代四文	佐々原 三郎左衛門	
松か丸三所合 山島九十分	代七文	寺ノ 又二郎	
同所二所合 山島九十分	代拾文	佐々原 平左衛門	
同所 山島九十分	代廿四文	同所 三郎左衛門	
同所 山島廿分	代式文	同所 平左衛門	
ほうく 山島九十分	代十三文	同所 三郎左衛門	
やしき廻 山島式反	代百六十五文	ほうく 九郎左衛門	
ほうく 屋敷半、中、		同人	
同所 山島小	代廿六文	同所 平左衛門	
同所 山島六十分	代八文	さ、原ノ 平左衛門	
同所 山島小	代廿文	同所 与三郎	
同所 屋敷半、下、		同所 九郎左衛門	
同所ノ追 島老反九十分	代百卅二文	同所 人	

同所 屋敷半	同所 島式反半	同所 島式反半	同所 島一反	同所田ノへり 島卅分	同所 島卅歩	同所ノ下 島六十分	同所ノ下 島大	かとかいち 島廿分	ほうノく 島廿分	寺職一所	引上 屋敷六十分	同所ノ上 島半	同所 山島卅分	同所 島老反	同所 山島老反	同所 山島六十分	同所ノ平 山島卅分	同所 山島小	同所二所合 山島大	同所田二所合 山島六十分	同所 山島九十分	同所 山島大	
代式百拾文	代式百拾文	代式百拾文	代八十文	代八文	代七文	代七文	代四十文	代四文	代四文	代四文	代廿文	代廿文	代七文	代四十老文	里坊村之内 代六十五文	代十三文	代七文	代卅三文	代百廿式文	代拾三文	代廿老文	代八十文	
三郎左衛門	同人	禅定作	又二郎	平左衛門	新二郎	六郎左衛門	新二郎	平左衛門	新二郎	禅定寺	与四郎	禅定作	新二郎	和泉	佐々原ノ 平左衛門	いもの林 善兵衛	深山ノ 又三郎	谷尻ノ 新四郎	花立ノ 源兵衛	中ノ村 助二郎	谷尻ノ 新四郎	同 源左衛門	いもはやしノ
【第十五紙 44.0 × 28.5 cm】											【第十六紙 44.0 × 28.5 cm】												

同所 山島卅分	同所 山島半	同所 山島小	同所 山島小	同所 山島小	同所 山島卅分	同所 山島九十分	同所三所合 山島六十分	同所 山島六十分	同所 山島六十分	同所 山島拾歩	はい谷 山島十分	さゝ原 山島九十分	代七文	代四十老文	代卅三文	代廿六文	代廿五文	代七文	代廿文	代拾三文	代十三文	代老文	代老文	代廿老文	善兵衛	肝煎 与三郎	谷尻ノ 源左衛門	禅定ノ 与三郎	花立ノ 弥二郎	同所ノ 孫四郎	同所 弥二郎	花立ノ 弥二郎	同所 弥二郎	風呂焼 同人	花立ノ 彦十郎	六郎左衛門			
代七文	代四十老文	代卅三文	代廿六文	代廿五文	代七文	代廿文	代拾三文	代十三文	代老文	代老文	代廿老文	代廿老文	代七文	代四十老文	代卅三文	代廿六文	代廿五文	代七文	代廿文	代拾三文	代十三文	代老文	代老文	代廿老文	善兵衛	肝煎 与三郎	谷尻ノ 源左衛門	禅定ノ 与三郎	花立ノ 弥二郎	同所ノ 孫四郎	同所 弥二郎	花立ノ 弥二郎	同所 弥二郎	風呂焼 同人	花立ノ 彦十郎	六郎左衛門			
【第十七紙 40.5 × 28.5 cm】																																							

以上、(マ) 島数七町老段三百五拾歩 (黒印)
(マ) 文銭四貫八百九拾老文
屋敷拾老ケ所
并而、参拾七石八斗四升老合定米銭共二
右、打渡如件、 (黒印)

文禄四年 九月廿日 禅定寺 佐世 (元嘉) 石見守 (花押)

【第十八紙 38.0 × 28.5 cm】

〔奥裏書〕「今度御究相澄畢、
〔裏書〕「紙数拾八枚」

文祿五年二月廿七日

国司備後守(元武) (花押)

少林寺(元宗) (花押)

山田吉兵衛 (花押)

【史料二】加食田村禪定寺領檢地帳

〔26.0×36.5cm〕

(表紙)

延宝 貳年

飯石郡加食田村禪定寺領御檢地帳

寅之三月

坊ノおく	下々田	壹反七畝貳拾七步	平左衛門
寺前	下々田	三歩	作右衛門
同所	新下々田	三歩	与作
たいにかいち	下々田	壹畝六歩	作右衛門
わさた	上田	三畝歩	禪定寺
右之内	中田	四畝歩	禪定寺
右之内	下田	四畝歩	同寺
右之内	下々田	三畝三歩	同寺
西ノさこ	新下々田	六歩	同寺
同所	新下々田	九歩	久右衛門
同所	下田	五畝歩	吉右衛門
同所	下々田	五畝歩	同人

同所	新下々田	四畝貳拾七歩	同人
大もち谷	下々田	拾三歩	善右衛門
かいち	新下々田	六歩	同人
かいち	中田	貳畝歩	善右衛門
同所	下田	貳畝貳拾七歩	同人
同所	新下々田	貳畝拾三歩	同人
さな原	下田	四畝歩	久右衛門
同所	下々田	五畝歩	同人
同所	下田	三畝歩	久左衛門
同所	下々田	五畝歩	同人
同所	新下々田	六畝拾五歩	同人
同所	新下々田	貳畝拾三歩	禪定寺
さな原	新下々田	貳畝貳拾四歩	同寺
さな原	下田	貳畝貳拾七歩	久左衛門
ひき明	下々田	壹畝貳拾七歩	助藏
かいち	新下々田	拾八歩	同人
同所	下々田	三歩	同人
同所	中田	貳拾四歩	同人
同所	下田	壹畝拾三歩	同人
七畝田	新下々田	貳拾壹歩	五兵衛
同所	新下々田	壹畝三歩	同人
右之寄	上田	三畝歩	

寺ノ下	下々島	壹反歩	分米三斗	与作
同所	下島	貳畝歩	同老斗	吉右衛門
道ノ上	上島	三畝拾八歩	同三斗式升四合	作右衛門
同所	中島	貳畝三歩	同老斗四升七合	同人
天井谷	下島	壹畝歩	同五升	同人
西ノさこ	下々島	壹畝歩	分米三升	与作
かいち	下島	壹畝歩	同五升	吉右衛門
同所	中島	貳畝歩	同老斗四升	善右衛門
竹ノさこ	下々島	壹反貳拾壹歩	同三斗式升壹合	同人
外かいち	下々島	拾五歩	同老升五合	同人
	中島	貳畝歩	分米老斗四升	久左衛門

老石四斗代	分米四斗八升
中田	六畝貳拾四歩
老石貳斗代	分米九斗五升貳合
下田	貳反三畝歩
九斗代	分米貳石七斗六升
下々田	三反九畝貳拾壹歩
七斗代	分米三石五斗七升三合
新下々田	貳反壹畝六歩
	分米老石四斗八升四合
	田反九反三畝貳拾壹歩
	分米九石貳斗四升九合

同所	下島	貳畝六歩	同老斗壹升	同人
同所	下々島	七畝歩	同貳斗壹升	同人
同所	下島	壹畝三歩	同五升五合	禅定寺
同所	下々島	九歩	同九合	久左衛門
さな原	下島	貳畝歩	分米老斗	禅定寺
同所	上島	壹畝歩	同九升	同寺
同所	下々島	貳畝歩	同六升	同寺
みんノ下	中島	五畝歩	同三斗五升	吉右衛門
同所	下島	六畝歩	同三斗	同人
みんノ下	下島	貳拾壹歩	分米三升五合	作右衛門
同所	下々島	八畝貳拾七歩	同貳斗六升七合	同人
ほうのをく	下々島	壹畝貳拾四歩	同五升四合	平左衛門
同所	中島	三畝歩	同貳斗壹升	久右衛門
さな原	下島	貳反五畝三歩	同七斗五升三合	同人
ほうのをく	下々島	壹畝歩	分米三升	平左衛門
同所	下々島	貳反壹畝九歩	同六斗三升九合	同人
さな原	下々島	三畝貳拾壹歩	同老斗壹升壹合	禅定寺
同所	下々島	貳拾壹歩	同貳升壹合	同寺
同所	中島	貳拾壹歩	同四升九合	久左衛門
さな原	下島	拾貳歩	分米式升	久左衛門

九斗代
右之寄
上島 四畝拾八歩
分米四斗壹升四合

七斗代
中畠 壺反四畝貳拾四歩

分米壺石三升六合

五斗代
下畠 壺反六畝拾貳歩

分米八斗貳升

三斗代
下々畠 九反四畝歩

分米貳石八斗貳升

七斗代
新下々田 貳反壺畝六歩

分米壺石四斗八升四合

畠反 壺町貳反九畝貳拾四歩

分米 壺五石九升

田畠反合式町貳反三畝拾五歩

分米合拾四石三斗三升九合

外屋敷方

三畝 作右衛門

三畝 善右衛門

三畝 久左衛門

三畝 平左衛門

四軒

役目屋敷

畠壺反式畝貳拾七歩

禪定寺

以上

延宝貳年

寅三月

高畑藤太夫[㊦] (花押)

岩崎庄八郎[㊦] (花押)

米田茂兵衛[㊦] (花押)
堀十右衛門[㊦] (花押)

惣紙数 壺拾三枚也

二 史料からみた禪定寺の来歴

まずはじめに、これら二点の古文書を伝来した禪定寺の来歴について、現在確認されている史料に基づいて、概観する。

出雲国飯石郡の天台宗慶向山禪定寺は、天平年間（七二九～七四九）の行基開山による聖武天皇勅願所という寺伝を有するが、重要文化財に指定されている本尊の菩薩立像（伝観音菩薩）は十世紀後半の制作と考えられており、『三刀屋町誌』では、平安前期に何らかの「寺院的施設」ができていたと推測している^③。

しかし、文禄四年の打渡坪付よりも古い時代の伝来文書は現在までのところ確認されていないため、中世以前の禪定寺について確かなことはほとんどわからない、と言わざるをえない。

禪定寺の住持の名がわかるものとしては、天文二十二年（一五五三）の日倉神社（三刀屋町乙加宮）の造営棟札（島根県立図書館所蔵寺社史料95「島根県神社由緒書五 飯石郡」所収の多根郷宮内村日倉別宮造営棟札銘）が注目される。それによれば、当時の「多根郷」（懸合郷）は、新宮党尼子国久（尼子晴久の叔父）の嫡男尼子誠久が領主であったことがわかるとともに、造営事業の本願を「禪定寺当住慶円律師」が務めたことと記されている。

永禄十二年（一五六九）、尼子勝久が尼子氏再興をめざして出雲国に乱入し

たが、これを撃退して出雲国を奪回するため、安芸国毛利氏は翌永禄十三年正月に出雲国へ進攻した。そして、同年正月二十八日には出雲国大原郡まで攻め込み、その過程で飯石郡の多久和城や、尼子氏家臣河副久盛が在番していた「懸合之内氷之上・禅定寺」両城など多数の城を攻略した（『萩藩閩閩録』115巻湯原文左衛門18）。禅定寺は鍋山の中腹に所在するが、禅定寺境内を含む山塊が城郭として機能した時期があったことをうかがわせている。

ところで、明治十二年（一八七九）に明治政府が実施した社寺調査に際して、禅定寺から島根県へ提出された目録には、以下のように記されている。

【史料三】 禅定寺宝物古器物古文書目録（島根県立図書館所蔵寺社史料36）

禅定寺宝物古器物古文書目録

一棟札

壹枚

天正二年 三月五日 大壇那藤原朝臣通定并
戌

代官藤原續忠 當住持九洲筑後國賀町之

住僧慶順

一棟札

壹枚

寛文元辛丑天霜月二日 観音堂一字建立 當住

持豪順律 大檀那當國太守松平出羽守源直

政公郡 奉行不詳 代官小川徳太夫 本願庄屋

名原新右エ門 名原庄次郎

一棟札

壹枚

元禄十四年 奉建立観自在尊堂一字 松平出羽守四位

少将源宣澄 御遷座導師禅定寺権大僧都法印

義見 庄屋永井市郎右エ門 年寄太田伴兵衛 本願主泰

與一右エ門

一棟札

壹枚

宝曆八戌寅三月十七日 奉建立慶向山禅定寺根本堂并護摩堂

一字成就所 大檀那松平少将宗衍公 導師掛持遍照寺法印

本瑞 堂供養導師瑞雲寺法印寂湛 御奉行斎藤丹下

柳多主計 高木佐五左衛門 寺社御

奉行大野権右エ門 中根兵馬 郡奉行岩佐九郎

左エ門 御代官吉田小右エ門 下郡吉助 與頭文蔵

與頭重次郎 庄屋浅右エ門 年寄喜平次 本

願主日野文次嫡子文蔵 惣檀中檀頭名原

藤四郎 星野儀右エ門 原傳九郎 星野又助

名原平四郎 内田助七 原與次右エ門 原弥三郎

秦與一右エ門

一文書

壹通

慶長六年卯月廿六日 堀尾帯刀ヨリ高拾五石ノ

地寄附書 筆者不詳

一文書

八通

寛永拾五年十二月六日松平出羽守源直政ヨリ高

拾五石寄附 其後嘉永七年二月十三日源

定安マテ八代間寄附書 筆者不詳

一文書

七通

寛永十五年十二月六日ヨリ明治四年二月マテ

仕置役連署山林伐採禁制札 筆者不詳

右之通御座候也

明治十七年六月十一日

島根縣管下

出雲國飯石郡乙加宮村 天台宗山門派禪定寺受持

同國楯縫郡別所村鰐淵寺々中現成院住職

權少講義 小村覺心 ㊦

右檀中総代 原元三郎 ㊦

全 吾郷與一右工門 ㊦

右乙加宮村戸長 平野智義代理

全 手傳人 安部彌太郎 ㊦

【史料四】 禪定寺宝物古器物古文書目録（島根県立図書館所蔵寺社史料42）

寶物古文書届洩之儀ニ付御届

一文書 壹通

文祿四年九月廿日 佐世石見守ヨリ 高三拾七石八斗

四升壹合ノ地寄附書 筆者不詳

右者禪定寺附属古文書ニ御座候處 然ルニ明治十七年

六月十一日寺院寶物古器物古文書目録進達致候際 誤テ

書載洩ニ相成候ニ付 今更届洩等不都合之義ニ者候

得共 何卒該目録中工御記入被成下度 此段御届仕候也、

出雲國飯石郡乙加宮村禪定寺兼務

同國楯縫郡別所村鰐淵寺々々

現成院住職

明治二十年四月十九日

小村覺心 ㊦

同國同郡同村鰐淵寺々中松本坊住職

右寺法類惣代 岡田圓深 ㊦

同國飯石郡乙加宮村

右寺担中惣代 吾郷與一右衛門 ㊦

同國同郡殿河内村

全 原元三郎 ㊦

同國同郡乙加宮村

全 原与兵衛 ㊦

同國楯縫郡別所村鰐淵寺住職

本寺 加羅陀 覺湛 ㊦

島根縣知事籠手田安定殿

これらの目録は、明治十年代の禪定寺に所蔵されていた棟札と古文書の概要を示すものとして、特に重要と考えられる。【史料三】は、明治十七年（一八八四）に、禪定寺を管轄していた鰐淵寺現成院住職小野覚心以下四名が、島根県へ提出したものであり、【史料四】は、明治二十年（一八八七）に、同じく鰐淵寺小野覚心以下四名が、島根県知事へ【史料三】の報告に漏れていた古文書一通を追加報告したものである。追加報告された「寄附書」一通は、【史料一】禪定寺領打渡坪付に該当する。ちなみにこれらの目録には、【史料二】加食田村禪定寺領検地帳は含まれていない。『三刀屋町誌』には「禪定寺由緒書」が引用されており、それ自体が「禪定寺文書」を構成する古文書であるとともに、それによれば江戸期にはすでに【史料二】が同寺に所蔵されていたことを確認できる。⁽¹⁾このことは、この目録が禪定寺伝来宝物・古器物・古文書の全てを記したのではないことを示している。

【史料三】には、禪定寺に残されていた四枚の棟札の概要が記されている。

それによれば禪定寺は、天正二年（一五七四）に懸合郷の領主であった備後国衆多賀山通定によって再建され、その時の住持は「九州筑後國賀町之住僧慶順」であったこと、寛文元年（一六六一）に観音堂が建立され、その時の住持は「豪順」であったこと、元禄十四年（一七〇二）に同じく観音堂が再建され、その時の御遷座導師を「禪定寺権大僧都義見」が務めたこと、宝暦八年（一七五八）には根本堂と護摩堂が再建されたこと、などを確認することができる。天正二年の住持の本拠「賀町」は「蒲池」であると考えられる。

特に注目されるのは、明治十年代の禪定寺に、少なくとも十七通の古文書が伝来していたと記されている点である（【史料二】は当時すでに禪定寺にあったと推定されるので、実際には少なくとも十八通以上ということになる）。それによれば、文禄四年の打渡坪付（【史料一】）を禪定寺に遣わした毛利氏が関ヶ原合戦によって周防・長門両国へと移封され、新たに入部した堀尾氏より、慶長六年（一六〇一）四月二十六日付けの「堀尾帯刀ヨリ高拾五石ノ地寄附書」が与えられたと記されている。この堀尾氏からの「寄附書」については、単独の項目を立てて報告しているので、禪定寺にとって特に重視されていたと見受けられる。

堀尾氏は、慶長六年四月二十六日付けの領国内寺社宛ての寄進状を一齐に多数発給しており、それらはいずれも堀尾氏家臣四名（落合貞親・堀尾正秀・吉川貞恒・堀尾宗光）が署名した奉書である⁵⁾。したがって、おそらく【史料三】に記された「寄附書」も、堀尾家四奉行連書奉書であった可能性が高いと推定される。いずれにせよ、これにより、文禄四年に毛利氏によって三七・八四一石と定められた禪定寺領は、それからわずか六年後、堀尾氏によって一五石へ減石され、実際の禪定寺の収取分はその減石数よりさらに大きく減少したと推

測される。

さらに、寛永十五年（一六三八）から嘉永七年（一八五四）に至るまで、松江藩松平家八代間の「寄附書」八通と、寛永十五年より廃藩置県の間行われた明治四年（一八七二）に至るまでの「仕置役連署山林伐採禁制札」七通が、伝来していたと記されている。松平直政にはじまる松江藩松平家も、堀尾氏以来の前例にしたがい、禪定寺領を「高拾五石」に定めたとみられる。

明治十年代の禪定寺宝物古器物古文書目録に記された十七通の古文書のうち、【史料一】以外の十六通については、現時点では現存を確認できていない。しかし、いずれも禪定寺の来歴を知る基本史料であることが明らかな文書であるとと言える。

三 雲南市指定有形文化財「禪定寺文書」について

本章では、雲南市指定有形文化財に指定された二点の古文書（【史料一】【史料二】）について、内容の要点と特徴を確認する。

（一）文禄四年禪定寺領打渡坪付（史料一・図一）

【史料一】は、文禄四年（一五九五）、当時豊臣政権下にあった毛利氏が検地にもとづいて寺領を確定し、毛利氏家臣の佐世元嘉が署名して、飯石郡懸合郷禪定寺に遣わした打渡坪付である。佐世元嘉は、出雲国衆佐世氏出身の毛利輝元重臣として知られている。

形態については、18枚の楮紙で構成されており、紙継目の状態を見る限り、紙を貼り継いだ状態で浄書されたことが明らかである。紙継目ごとに同じ黒印が押されている。

内容については、第一～六紙に「田」53筆、第六～十八紙に「畠」「屋敷」

(二) 延宝二年加食田村禪定寺検地帳(史料二・図2)

【史料二】は、延宝二年(一六七四)、松江藩が実施した検地にもとづいて、禪定寺に遣わした検地帳である。形態は、13丁の楮紙で作成された縦帳である。

内容は、第二〜六丁に上田から新下々田に至る各等級の田地33筆、第七〜十丁に上畠から下々畠に至る各等級の畠地31筆、第十一〜十二丁に屋敷4ヶ所と禪定寺の畠1所、合計69筆が記されている。田地の合計は三反三畝二一歩、分米九石二斗四升九合、畠地の合計は一町二反九畝二四歩、分米五石九升、となっている。総合計は、二町二反三畝一五歩、分米一四石三斗三升九合である。記載されている名請人は9名であり、それ以外に禪定寺手作地二反四畝三歩がある。田畠の所在地は、いずれも加食田村内と考えられる(図3の網掛)。

【史料二】に記された一四町近い禪定寺領や40名を超える作人数に比して、おそらく慶長六年(一六〇一)四月二十六日堀尾家四奉行連書奉書によって、寺領が一五石に減石されたことによるものと思われる。禪定寺所蔵「禪定寺由緒書」に、「其後又々減石に相成堀尾侯御代右同所高の内当寺境内に而高十五石御判物下し置かれ、夫より御当代に押移り、御元祖源直政公より御代々十五石御領主御名前御判物下し置かれ、時に延宝二年寅三月御検地打渡下し置かれ候帳面、田畑反めて二町二反三畝十五歩、分米めて十四石三斗三升九合に除地当寺敷一反一畝二十七歩、百姓屋敷四軒而一段二畝歩下し置かれ候」と記されていることは、江戸時代の禪定寺が【史料二】を所蔵していたことを裏づけている。

ただし【史料二】は、おそらく延宝二年に実施された加食田村検地の一環として、同村内の禪定寺領をあらためて確認した検地帳であると推測される。

たとえば里坊村などに、他の禪定寺領が存在した可能性を排除できない。大幅な減石は事実と考えられるが、【史料二】はあくまでも加食田村内の禪定寺領を示すものとみておく必要がある。

四 文禄四年禪定寺領打渡坪付の史的価値について

ところで、新たに雲南市指定有形文化財に指定された二点の「禪定寺文書」のうち、特に文禄四年(一五九五)禪定寺領打渡坪付(【史料一】)は、同様な史料がほとんど残されていないため、十六世紀末における当該地域社会と寺院の様相や、豊臣期の地域支配・寺社支配の様相をうかがわせる貴重な史料である。

(一) 十六世紀前半の禪定寺

十六世紀末の禪定寺が懸合郷内に位置したことは、文禄四年禪定寺領打渡坪付の表題からも明らかなことと言える。中世以前の当該地域は、三刀屋川中流域に広がる国衙領多禰郷にあたり、十六世紀初頭より多禰郷のことを次第に懸合郷と呼称する事例が増えた、と考えられてきている⁸⁾。

十六世紀初頭の懸合郷は、守護京極氏重臣多賀氏の一族である出雲多賀氏が領主であったと考えられる⁹⁾。当時の出雲多賀氏は、京極氏治下の出雲国において尼子氏に比肩する存在であったが、享祿三年(一五三〇)、多賀美作守が塩冶興久の反乱に与同して没落し、それ以後の懸合郷領主は定かでない¹⁰⁾。しかしながら、既述のように天文二十二年(一五五三)には尼子誠久の所領であったとみられ(日倉神社造営棟札銘)、尼子氏(尼子氏一族)の経済基盤の一つとなっていた可能性が高い。

史料はほぼ失われているものの、十六世紀前半の禪定寺は、出雲多賀氏や尼

子氏（尼子氏一族）の所領内に位置し、それらの直接的管轄下にあったことが推測される。

（二）毛利氏と出雲国飯石郡域

安芸国毛利氏が出雲国へ侵攻し、禪定寺が所在する飯石郡域を勢力下に組み込んだのは、永禄五年（一五六二）七月頃のことである（『巖島野坂文書』『広島県史古代中世資料編Ⅱ』三八二）。以後、慶長五年（一六〇〇）に至る三十八年間にわたり、飯石郡は毛利氏の支配下にあった。

毛利氏治下の飯石郡には、尼子氏時代以来の国衆である赤穴氏と三刀屋氏が、南北の郡境近くに位置するそれぞれの本領を引き続き安堵されて存続したが、中部の懸合郷周辺には備後国衆多賀山氏（通定・通信）が新たに入部し、西部の須佐郷周辺には安芸国衆熊谷氏の一族で毛利氏家中に位置づけられていた熊谷広実が新たに入部した。いずれも比較的規模の大きなまとまった所領を毛利氏から安堵もしくは給与され、本拠として居住・在城しており、赤穴氏・三刀屋氏・多賀山氏・熊谷氏の四氏の所領は、当時の飯石郡の大半を占めたと推測される。またこれ以外に、石見国衆佐波氏の所領などが存在した。天正二年（一五七四）禪定寺再建の大檀那が多賀山通定であったこと（史料三）からも明らかのように、この時期の禪定寺は懸合郷の領主多賀山氏の管轄下にあった。

（三）惣国検地と「打渡坪付」

天正十年（一五八二）の本能寺の変により、毛利氏は羽柴秀吉と講和し、天正十三年に国境が画定すると豊臣政権下の大名として位置づけられていく。豊臣政権は、早い段階から全国の諸勢力に命じて検地を実施した（後世、

いわゆる「太閤検地」と称された）が、毛利氏領国においても、全領国を対象とする「惣国検地」が実施された。これによって、毛利氏領国内の勢力配置は、大きな変貌を遂げた。

毛利氏の惣国検地は、天正十五年頃から開始され、天正二十年頃にかけて、全領国（長門・周防・安芸・備後・備中半国・石見・出雲・隠岐・伯耆半国）において実施された。その際には、穂田元清・福原広俊・渡辺長・安国寺恵瓊・内藤元栄・二宮就辰・佐世元嘉・林就長など毛利輝元一族・重臣たちが中心となって、多数の検地奉行が各地域を分担し、検地役人を現地に派遣して、大規模かつ組織的に作業が進められた。また、文禄五年（一五九六）には、惣国検地の全面的な再確認が行われた。その際には、国司元武・少林寺・山田元宗が担当奉行を務めた。

秋山伸隆氏によれば、毛利氏の惣国検地はおおむね以下のような手順で実施された。

①「付立」と「坪付指出」の照合

知行主である国衆・給人・寺社から当知行分を列挙した「付立」を提出させるとともに、各郷村側が把握していた各知行分の内訳を列挙した「坪付指出」を提出させて、両者を照合・確認する。

②検地役人による現地調査

検地役人を各郷村へ派遣し、「坪付指出」にもとづき現地調査を行い、田畠・屋敷の一笔毎の面積、分米・分銭、名請人、給人名を確認のうえ、「検地帳（野執帳・村帳）」を作成する。

③豊臣政権への報告と豊臣政権による宛行

毛利氏は、①と②の調査にもとづく全領国石高の集計結果を豊臣政権へ報告し、それにもとづき豊臣政権は、毛利氏領国の総石高を一二万石と定め、あらためて毛利輝元に宛行う（『毛利家文書』九五六号）。

④毛利氏から新給地を国衆・給人・寺社に宛行

豊臣政権による宛行をふまえ、毛利氏はあらためて新たな知行分を国衆・給人・寺社に宛行う。その際、一円的な所領を持つ国衆・寺社に対しては、「打渡状」と「検地帳写」を遣わし、給地が散在する給人・寺社に対しては、「打渡状」と「打渡坪付」を遣わした。

⑤打渡の実施

検地奉行より現地の検地役人へ、知行分の打ち渡しを指示する。

ところで、文禄四年禅定寺領打渡坪付【史料二】は、このうちの④に見られる「打渡坪付」の実例の一つであるが、既述のように、田畠の等級が示されておらず、面積が一段 \parallel 三六〇歩で表示され、「一石一貫」原則に基づく換算が見られるなど、中世以前の形を色濃くとどめている。また、以上の①～⑤の惣国検地の実施過程をみると、丈量検地ではなく、一般に言われるところの典型的な「太閤検地」と大きく趣を異にしていることは、従来からしばしば指摘されてきたことである。

その一方で、一連の作業はきわめて大規模かつ網羅的・組織的に行われており、多大な労力を費やしながらか、徹底して実行されたことも窺える。

近年の中野等氏の研究によれば、豊臣政権が命じた全国検地の最大の目的は、「御前帳」「郡図」の徴収と禁中献納による国内の「富」の一元的把握にあったと論じられている¹⁵⁾。それに拠るならば、毛利氏の「惣国検地」も、たとえ実施過程がどれだけ独自なものであったとしても、またその実態がどれだけ中世的色彩の濃厚なものであったとしても、豊臣政権の目的に即し、政権の意志に応じて実施された検地であったことにおいて、何ら変わりはなかったと言えることができる。

(四) 十六世紀末における飯石郡内の知行配置

惣国検地の結果、出雲国飯石郡の知行配置も、大規模に改編された。

山口県文書館所蔵「八箇国御時代分限帳」は、惣国検地後（一五九〇年代）の毛利氏領国全体の知行関係を示す比較的信頼性の高い史料として知られている¹⁶⁾。それによれば、出雲国内の有力国衆の多くが、他国へ知行替えされたことがわかる。飯石郡については、一五六〇年代から一五八〇年代にかけての毛利氏治下において、居城や所領を有した赤穴氏・三刀屋氏・多賀山氏・熊谷氏・佐波氏のうち、三刀屋氏が長門国阿武郡へ、多賀山氏が長門国豊西郡へ、佐波氏が備後国奴可郡等へ、それぞれ転封を命じられたことがわかる。

その結果、一五九〇年代の飯石郡は、次のような知行配置へ大幅に改編された（表参照）。

「八箇国御時代分限帳」によれば、飯石郡内知行高において最も大きな割合を占めたのは、毛利氏（毛利輝元）の直轄領（「蔵入」三一九六・六一一石）であり、それ以外は、計二十三の知行主（「家臣」十七名、「女房衆」一名、「寺領」二寺、「社領」一社、「鍛冶」二名）が、毛利氏から給知を宛行われていたと記されている。郡内に居城とまとまった所領を有する領主は、熊谷氏（熊谷七郎兵衛）・市川氏（市川助兵衛）・赤穴氏（赤穴久内）の三名であったと推測される。

「熊谷七郎兵衛（元実）」の知行分一三九八・〇六石は、熊谷広実から飯石郡・神門郡の所領を相続した嫡子元実が、惣国検地後に、それらの内の飯石郡内のみ（おそらくは須佐郷を含む）をおおむね安堵されたものであると推定される¹⁷⁾。

「市川助兵衛」は、岡部忠夫『萩藩諸家系譜』（琵琶書房、一九八三年）によれば、安芸国吉川氏一族出身の毛利氏家臣市川経好の孫、市川景好である

表 八箇国御時代分限帳 飯石郡 (石)

	知行主名	郡内持高	持高総計
蔵入		3196.611	
家臣	熊谷七郎兵衛	1398.060	
	渡辺飛騨	640.566	2209.206
	市川助兵衛	855.307	2330.911
	赤穴久内	668.541	
	小田又十郎	300.002	381.1766
	日野四郎右衛門	12.711	
	日野新助	12.530	
	都濃三左衛門	287.129	994.205
	都濃越後守	56.000	
	平佐久左衛門	12.340	
	小川右衛門尉	421.528	618.107
	服部善右衛門	72.337	100.674
	三嶋弥兵衛	12.425	
	米原清三	68.190	
中井助兵衛	126.000		
杉山左馬助	140.430	496.320	
蔵橋次郎右衛門	5.000		
女房衆	侍従様	1000.000	
寺領	円通寺	27.993	
	禅定寺	37.821	
社領	京八幡領	200.000	
鍛冶	鍛冶助左衛門	10.000	
	鍛冶五郎二郎	10.000	
飯石郡総計		9571.521	

典拠：岸浩『資料 毛利氏八箇国御時代分限帳』（マツノ書店、1987年）

とされている。「八箇国御時代分限帳」によれば、神門郡を中心に総計二三三〇・九一一石を領した市川助兵衛は、飯石郡内ではそのうちの八五五・三〇七石を知行していたと記されている。またそれ以外に、市川助兵衛の軍事指揮下に属した毛利氏家臣一所衆の知行分として、神門郡・大原郡内で三十八名分、計一〇九五・六三四石が配置されていた。慶長四年（一五九九）市川竹寿領書立写（『閥閥録』巻140市川三右衛門7）によれば、市川竹寿が三刀屋郷八五五・三〇七石などの知行を相続したことがわかるが、この石高は、「八箇国御時代分限帳」に記された市川助兵衛の飯石郡内知行高と完全に一致している。『閥閥録』家譜や『萩藩諸家系譜』によれば、市川経好の子元好と、元好の子元直は、文禄元年（一五九二）に相次いで死去し、その後は、元直の弟たち（孫右衛門尉元好・助兵衛景好）が市川氏所領を一時的に預かり、慶長四年に

元直の子竹寿（元栄）へ引き継がれたことをうかがわせる記述となっている。市川氏は、長門国へ転封された三刀屋氏の旧領を毛利氏から宛行われた後、当主が不慮の死を遂げたため、幼少の嫡子への確実な相承を実現するまでの間、短期間に実質的な知行主が交替する形となったのではないかと思われる。

「赤穴久内」⁽¹⁸⁾は、赤穴氏の当主である。赤穴氏は、尼子氏時代以前から慶長五年（一六〇〇）に至るまで、本領を維持し続けた唯一の出雲国衆として、特に注目すべき存在である。惣国検地後の天正十九年（一五九二）、赤穴久内は、毛利氏から赤穴郷・来島郷（飯南町）において一六六八・一一石を打ち渡されている。⁽¹⁹⁾さらに、文禄五年（一五九六）には、毛利氏検地奉行三名から、赤穴久内に宛てて、知行分一六六八・五四一石分の銀子請取状が遣わされている。⁽²⁰⁾岸浩『資料 毛利氏八箇国御時代分限帳』に記された赤穴久内の知行高（一六六八・五四一石）は、文禄五年当時の知行高（一六六八・五四一石）の誤記（「千」の欠落）と推定される。現在確認できる限りでは、当時の飯石郡内最大の領主（毛利氏直轄領を除く）は、赤穴氏であったようである。

なお赤穴氏の知行高を補正すると、当時の飯石郡の石高総計は、一〇五七一・五二一石と一石ということになる。岸浩氏が算出した石高総計（九五七一・五二一石）より、一〇〇〇石多い数値であり、「八箇国御時代分限帳」の史料性格をふまえるならば、文禄年間における毛利氏治下の飯石郡の実際の石高数は、それよりもさらに大きかった可能性がある。

以上のような知行配置をふまえると、毛利氏の直轄領は、基本的には多賀山氏の旧領を収公した知行地を中心に構成されていたことが推定される。「八箇国御時代分限帳」に記された飯石郡内の寺領が禅定寺・円通寺の二ヶ寺のみであることは、両寺が毛利氏直轄領内に位置していたため、毛利氏から直接寺領を給付されたためであると考えられる。前述のように、一五八〇年代までの禅

定寺が多賀山氏の管轄下にあったことは、「八箇国御時代分限帳」に表された時期の毛利氏直轄領が、多賀山氏旧領を引き継いだものであったことを、裏づける事実と言える。

おわりに

中世飯石郡多禰郷（懸合郷）内に所在した禪定寺は、同郷の領主（十六世紀には多賀氏↓尼子氏↓多賀山氏↓毛利氏と変遷）の管轄下に属し、慶長五年（一六〇〇）以降は、近世を通して堀尾氏や松平氏から寺領十五石を安堵されて、幕末を迎えた。毛利氏が出雲国を勢力下においたのは十六世紀後半の四〇年足らずにすぎないが、その時代は中世から近世への大規模な転換期にあつている。

文禄四年（一五九五）禪定寺領打渡坪付（史料一）は、豊臣政権の指示により、毛利氏が実施した「物国検地」の実施過程や結果の様相を、雲南市域において具体的に示す数少ない史料の一つである。出雲国飯石郡地域の歴史のみならず、豊臣政権や安芸国毛利氏の地域支配の特徴を知るためにも、欠かすことのできない史料と言える。そのことは、日本全体の時代の転換のなかで、地域がどのような変容を迫られたのかをうかがわせる重要な史料でもあることを意味している。

註

- (1) 『新修島根県史 史料篇2 近世上』（島根県、一九六五年）。
- (2) 椋木賢治『企画展 祈りの仏像 出雲の地より』（島根県立美術館、二〇二二年）。
- (3) 『三刀屋町誌』（三刀屋町教育委員会、一九八二年）八〇頁。
- (4) 『三刀屋町誌』（三刀屋町教育委員会、一九八二年）一九〇頁。
- (5) 福井将介『堀尾氏関係史料目録』（『松江市史研究』1、二〇一〇年）。

- (6) 『三刀屋町誌』（三刀屋町教育委員会、一九八二年）一九〇頁。
- (7) 『三刀屋町誌』（三刀屋町教育委員会、一九八二年）二四〇頁。
- (8) 『日本歴史地名大系 島根県の地名』（平凡社、一九九五年）四七一頁。
- (9) 永禄二年十二月多賀山通統同家系図案（『大日本古文書 家わけ十五 山内家文書』二二二）に、永正十二年（一五一五）当時のこととして、備後国多賀山通広が、妹婿と思われる飯石郡の花栗弥兵衛（花栗氏は石見国衆佐波氏一族）の逆心により討死した際、通広の子通統を匿ったのは、母親（備後国泉氏）の姉妹にあたる「懸合多賀殿女房」であったと記されている。

- (10) 長谷川博史『戦国大名尼子氏の研究』（吉川弘文館、二〇〇〇年）一八七頁、二一〇～二二二頁。長谷川博史「遠用物所収『覚書』にみる史料の可能性」（『山口県史の窓 通史編中世』二〇一二年）。

- (11) 備後国衆多賀山氏は、備後国衆山内氏の同族である。かつては、出雲多賀氏と多賀山氏を混同する言説も見られたが、両者は系譜的に全く別の家である（木村信幸「備後国多賀山氏の基本的性格」『芸備地方史研究』二四八、二〇〇五年）。多賀山通定は、永禄五年（一五六二）七月に、毛利氏先鋒軍として、宍戸隆家・山内隆通とともに飯石郡・大原郡へ侵攻し（『厳島野坂文書』『広島県史古代中世資料編Ⅱ』三八二）、同年十二月には三刀屋久扶とともに両郡境で尼子方と戦い（『関関録』巻 84 兎玉弥七郎30）、永禄六年六月二十八日多賀山通定宛行状（島根県立図書館影写本「田部家文書」など）で懸合郷内を新給として宛行っている。

多賀山氏については、永禄五年以前から懸合郷を領していたという後世の言説も散見される。たしかに、当時の領主相互の関係は国境を越えて展開していたし、多賀山通統は出雲国仁多郡横田荘八川村を尼子氏から給与されている（天文十二年十月二十四日多賀山通統書状「岩屋寺文書」）。しかしながら懸合郷に関しては、多賀山氏による知行は、対尼子氏戦争において西側の重要な後方拠点となった飯石郡を確保する役割を担わされたことを機に、毛利氏から宛行われて始まったものとみておくのが、現時点では妥当ではないかと考えている。

- (12) 『関関録』巻42熊谷与右衛門によれば、安芸国衆熊谷信直の三男広実は、天文二十一年（一五五二）に毛利氏家中に入り、永禄五年（一五六二）十一月、毛利氏による本城氏一族討滅後に、本城常光旧領の中心的部分と思われる飯石郡須佐郷五百貫と神門郡乙立村三十五貫・古志郷内百貫を毛利氏から宛行われ、須佐高櫓城（出雲市佐田町反邊）の「城督」を命じられた。さらに、一五七〇年代以降も、子息の熊谷元実がそれらを引き継いだと考えられる。長谷川博史「安芸国衆保利氏と毛利氏」（村井良介編『毛利元就』戎光祥出版、二〇二四年）。

(13) 岸田裕之『大名領国の経済構造』(岩波書店、二〇一一年)。佐波氏の一族所領や家臣給地が、「赤穴」「来島三田市」「由木村」「花栗」「寺垣内」「竹谷」(以上、飯南町)や「入間」(雲南市掛合町)など、飯石郡内各所に存在した(山口県文書館所蔵文書「豊北町林家文書」)。「山口県史 史料編 中世3」。

(14) 秋山伸隆『戦国大名毛利氏の研究』(吉川弘文館、一九九八年)。ちなみに、秋山氏が惣国検地の実施過程を推定した際には、飯石郡の八神村(飯石郡飯南町八神)・刀禰村(雲南市掛合町波多下刀根・上刀根)における検地関係史料が、中心的な根拠として用いられている。

「波多野家蔵文書(都野家文書)」(山口県史 史料編 中世3)「一四〇一七」によれば、毛利氏は、天正十九年(一五九一)十一月、石見国衆の都野三左衛門尉(『閩閩録』卷85都野三左衛門の系譜では「家頼」)に対して、惣国検地後の所領として、本領都野郷(江津市)に加えて、飯石郡「仙導之内八神・刀禰村両所」を打ち渡したことが、その際には、担当奉行の兼重元統と現地の検地役人(藤木与介・河内左馬助)が打渡の実務を担ったこと、文禄四年(一五九五)九月には、都野三左衛門尉から毛利氏に対して「雲州飯石之郡仙導之内」二八七・二二九石の当知行高を上申したこと、などがわかる。文禄四年の当知行高は、「八箇国御時代分限帳」に記された飯石郡内の都野氏知行高と一致している(本文の表参照)。

都野氏の事例は、惣国検地の実施過程を具体的に示しており、同じ飯石郡内に位置した禪定寺領についても、類似の手順で検地・打渡が行われたものと推測される。

(15) 中野等『太閤検地 秀吉が目指した国のかたち』(中公新書、二〇一九年)。

(16) 山口県文書館所蔵「八箇国御時代分限帳」は、貞享二年(一六八五)に「八箇国御配地絵図」に基づいて編集しなおされたものであり、誤写・誤記や遺漏が含まれるだけでなく、一五九〇年代の十年間のうちの時期の状況を示す情報であるのかまでは判断としない部分がある。また、毛利氏当主との直接の知行関係以外は書かれていないし、各郡内のどこに知行地が存在するのかも書かれていない。重要ではあるが、特性をふまえた活用が必要な史料であると言える。しかしながら、記載内容は同時代史料の内容とほとんど一致しており、十六世紀末の毛利氏領国全体の構成をほぼ明らかにできる希少な史料である。

(17) 熊谷元実は、天正十六年(一五八八)に毛利輝元から「七郎兵衛尉」に任じられている(『閩閩録』卷42熊谷与右衛門14)。

(18) 赤穴久内は、「中川文書」(村井祐樹編『東京大学史料編纂所研究成果報告二〇二一―三、二〇二二年』)によれば、赤穴幸清の子息であり、才寿↓久内↓中川与左衛門尉↓中川与右衛門尉と改称したことがわかり、実名は「元住」であったと記されている。『閩閩

録』卷37中川与右衛門の系譜には、後には「元寄」と称したと記されており、寛永八年(一六三二)に五十五才で死去したと書かれている。

(19) 天正十九年(一五九一)九月二十五日 出雲国赤穴郷・来島郷打渡状(中川文書二三一、『閩閩録』卷37中川与右衛門40)。

(20) 文禄五年(一五九六)二月十四日 国司元武・少林寺・山田元宗連署銀子請取状(中川文書二三一、『閩閩録』卷37中川与右衛門41)。

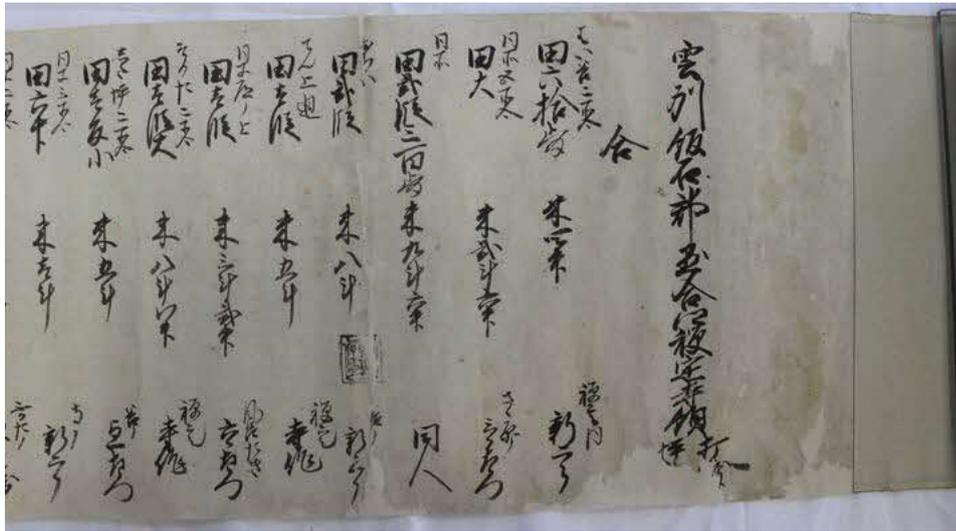


图 1-2



图 1-1

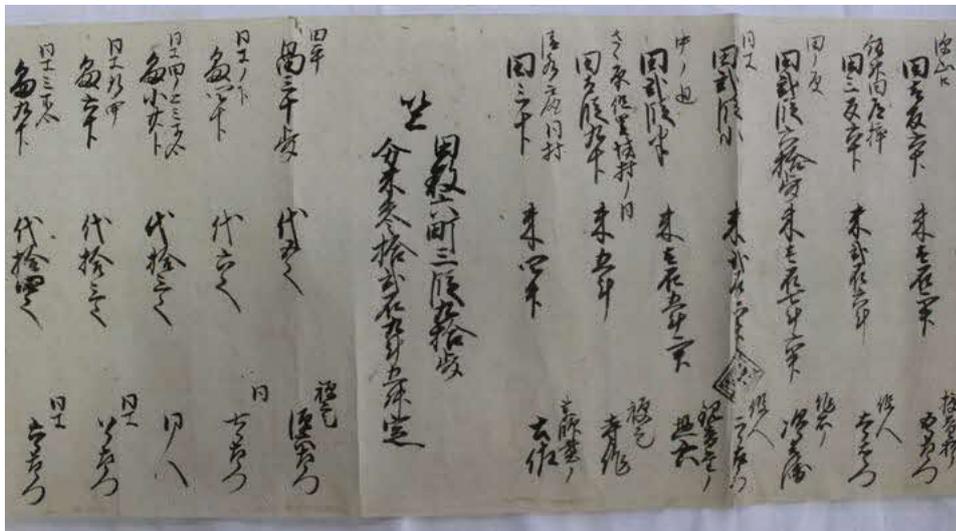


图 1-3

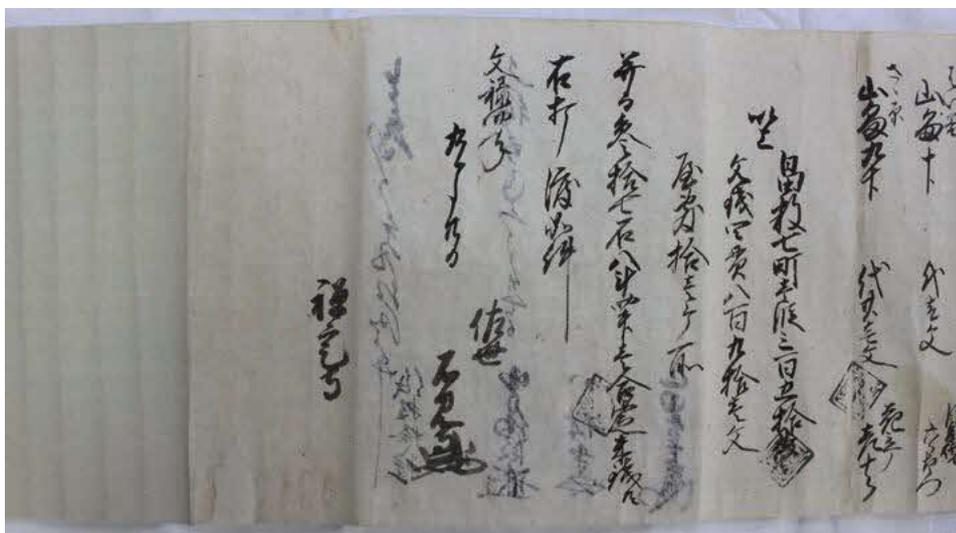


图 1-4



图 1-5

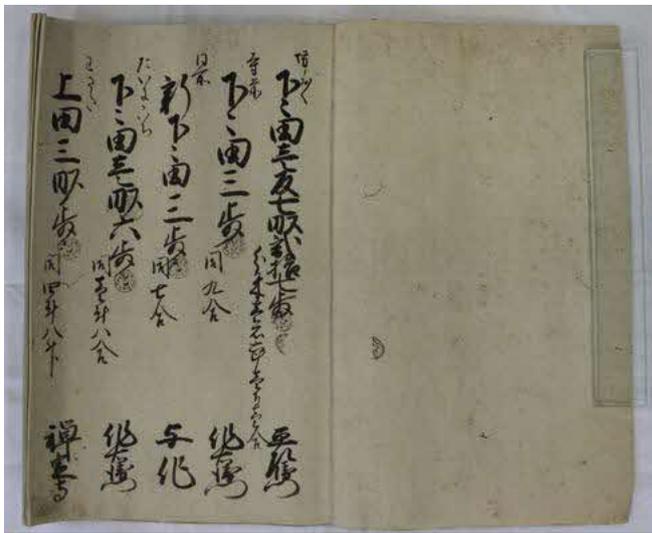


图 2-2

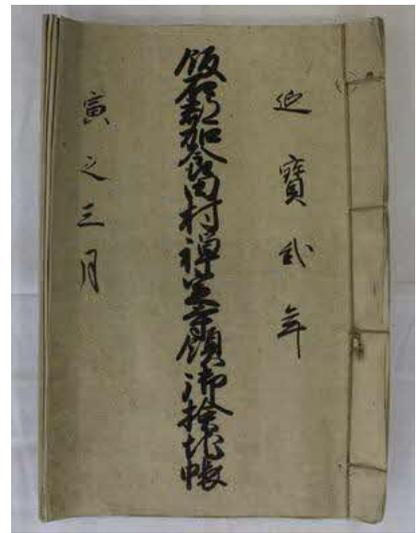


图 2-1

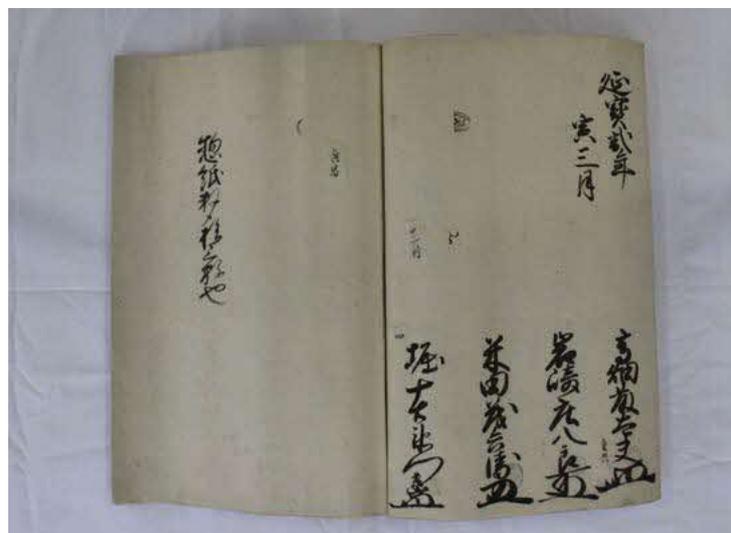


图 2-3